

(2) かがし健康応援プラン21 (第三次)
計画の策定について

計画策定の趣旨

- 健康増進法に基づき「国民の健康の増進の総合的な増進を図るための基本的な方針」を受け、健康寿命の延伸を実現する目的で、令和6年度から12年計画として「かがし健康応援プラン21（第三次）」を令和5年度中に策定する。
- また、今年度は、加賀市国民健康保険加入者の健康増進と医療費適正化及び財政基盤強化を図るため、「データヘルス計画」や「特定健康健診等実施計画」を策定予定です。「かがし健康応援プラン21（第三次）」の対象は全市民であり、国民健康保険加入者も対象として含まれることから、今回「データヘルス計画」や「特定健康健診等実施計画」を包含した計画を作成する。
- 計画策定にあたり、目標設定と、実施主体、評価の観点、計画推進のために諮問いただきます。

各計画の位置づけ

健康増進計画（かがし健康応援プラン21）：県…義務 市町村…努力義務 対象：全市民

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図る。

法律：健康増進法 第8条 第9条

計画の期間：第一次 平成14年度～平成23年度（中間評価平成19年度）

第二次 平成25年度～平成34年度（中間評価平成29年度）

加賀市食育推進計画
市町村 努力義務

保健事業実施計画（データヘルス計画）：医療保険者

（国民健康保険・全国健康保険協会・市町村共済組合ほか）…義務 対象：被保険者全員

“国民の健康寿命の延伸”を重要な柱として掲げ、全ての健康保険組合に対し、レセプトなどのデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための保健事業計画として“データヘルス計画”の作成、公表、事業実施、評価などに取り組む。「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）より

法律：平成26年3月 国民健康保険法第82条第4項

保健事業指針の一部改正により策定

計画の期間：第1期 平成27年度～平成29年度

第2期 平成30年度～平成35年度

特定健康診査等実施計画：医療保険者…義務

対象：40～74歳の被保険者

保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定める。

法律：高齢者の医療の確保に関する法律 第19条

計画の期間：第1期 平成20年度～平成24年度

第2期 平成25年度～平成29年度

第3期 平成30年度～平成35年度

※データヘルス計画と特定健康診査等実施計画とは、相互に連携して策定することが望ましい。

※かがし健康応援プラン21より抜粋

計画期間

計画名	～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～R11
かがし健康応援 プラン21	第一次計画 (H14～)	第二次計画										第三次計画 (～R17)	
加賀市食育推進 計画	第2次計画(H23～)				第3次計画							第4次計画	
保健事業実施計画 (データヘルス計画)				第1期計画		第2期計画 (前期計画)		第2期計画 (後期計画)		第3期計画			
特定健康診査等 実施計画	第1期計画 (H20～)	第2期計画				第3期計画 (前期計画)		第3期計画 (後期計画)		第4期計画			



これまでの評価と次期計画策定

第三次計画概念図



第三次計画の概要

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特性を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定

策定スケジュール（案）

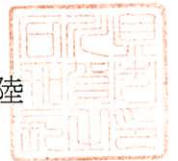
日 程	内 容
令和5年7月	策定方針の決定
8月	第1回健康分科会 (計画の趣旨説明・次期計画の方向性について)
12月 ～令和6年1月	第2回健康分科会 (計画素案の提示・意見聴取)
2月	第3回健康分科会 (計画最終案の審議) 市長への答申
3月～4月	パブリックコメント 計画案の公表



発 加 福 第 5 号
令 和 5 年 5 月 11 日

加賀市健康福祉審議会長 様

加賀市長 宮 元 陸



加賀市健康福祉審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

- 1 第9期高齢者お達者プラン（加賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画）の策定に関する事項
- 2 障がいのある人（子ども）のサポートプラン（第7期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第3期加賀市障がい児福祉計画）の策定に関する事項
- 3 かがし健康応援プラン（加賀市健康増進計画）の策定に関する事項

発加健審第4号

令和5年5月29日

加賀市健康福祉審議会
健康分科会 会長 様

加賀市健康福祉審議会

会長 谷本直人



諮問事項の審議について（付議）

令和5年5月11日付けで市長から諮問のあった下記事項について加賀市健康福祉審議会規則第2条に基づき貴分科会へ付議しますので、審議をお願いします。

記

1 諮問事項

かがし健康応援プラン（加賀市健康増進計画）の策定に関する事項

2 審議方法

付議した諮問事項は、貴分科会における決議を健康福祉審議会の決議とする。